

第7章 量の見込みと確保方策

第7章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定しました。

【図表 本市における教育・保育提供区域】

区分/施設・事業名		区域	
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所	市全域
	地域型保育事業	小規模保育，事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1) 利用者支援事業		市全域
	2) 地域子育て支援拠点事業		
	3) 妊婦に対する健康診査		
	4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		
	5) 養育支援訪問事業		
	6) 子育て短期支援事業		
	7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	8) 延長保育事業		
	9) 一時預かり事業		
	10) 病児・病後児保育事業		
	11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）		
	12) 子育て世帯訪問支援事業		
	13) 妊婦等包括相談支援事業		
	14) 産後ケア事業		
	15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		

2 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

ア 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や市内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和9（2027）年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

イ 認定区分について

子ども・子育て支援制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みを行います。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業

ウ 事業概要

(ア) 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学のこどもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

(イ) 2号認定

2号認定は満3歳から5歳までの未就学のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用することができます。保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号I」として量を見込みます。

(ウ) 3号認定

3号認定は0歳から満3歳未満のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園・地域型保育事業が利用できます。3号認定は各歳に分けて量を見込みます。

工 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては認定区分（1号・2号・3号）ごとに見込み量の推計を明示します。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

【量の見込み・確保方策】

年 度		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		令和9年度 (2027)		令和10年度 (2028)		令和11年度 (2029)	
1号認定	見込み量	1号	2号 I	1号	2号 I	1号	2号 I	1号	2号 I	1号	2号 I
		518	383	481	345	465	323	450	303	436	283
	確保方策	535	390	535	390	535	390	535	390	535	390
	教育施設	535	390	535	390	535	390	535	390	535	390
	過不足	17	7	54	45	70	67	85	87	99	107
2号認定	見込み量	1,010		981		992		1,004		1,017	
	確保方策	970		970		1,022		1,022		1,022	
	教育・ 保育施設	970		970		1,022		1,022		1,022	
	過不足	△40		△11		30		18		5	
3号認定 (0歳)	見込み量	101		103		105		106		109	
	確保方策	82		82		112		112		112	
	教育・ 保育施設	68		68		98		98		98	
	地域型保育 事業	14		14		14		14		14	
	過不足	△19		△21		7		6		3	
3号認定 (1歳)	見込み量	320		325		325		328		327	
	確保方策	277		282		316		334		343	
	教育・ 保育施設	253		258		292		292		292	
	地域型保育 事業	24		24		24		42		51	
	過不足	△43		△43		△9		6		16	
3号認定 (2歳)	見込み量	377		359		372		380		388	
	確保方策	280		285		359		379		389	
	教育・ 保育施設	254		259		333		333		333	
	地域型保育 事業	26		26		26		46		56	
	過不足	△97		△74		△13		△1		1	
3号認定保育利用率		39.9%		41.1%		49.2%		51.7%		52.9%	

*地域型保育事業とは、小規模保育・事業所内保育を指します。

*3号認定保育利用率とは、満3歳未満のこどもの数全体に占める、認定こども園、保育園、地域型保育事業に係る3号認定利用定員数の割合です。

【確保の方策】

- 就学前教育・保育施設として、質の高い教育と保育を提供するとともに高まるニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園の量的拡充を図るために、地域の実情に応じたあるべき姿を求めることとします。
- 保育所・認定こども園の整備（新設・増改築）や既存保育所の施設規模や定員の弾力化の受け入れ状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- 特別保育事業や特例保育施設との連携を推進します。
- 地域型保育事業について、小規模保育及び事業所内保育の実施を支援することを進めていくとともに、3歳になり卒園後は、連携園における受け入れを確保することとします。



3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

特定型は、こども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う事業です。

こども家庭センター型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するとともに、支援を必要とするこどもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。また、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目のない対応を行います。

【量の見込み・確保方策】

(か所)

年 度		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量		2	2	2	2	2
確保 方策	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

*参考：令和6年度推計実績値：2か所

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう利用者の個別ニーズを把握し、情報提供、相談、利用等の支援を図ります。
- 保健師等の専門職が各機関と連携・情報共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(利用組数)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	21,520	21,673	21,972	22,080	21,973
確保方策	21,520	21,673	21,972	22,080	21,973

*参考：令和5年度推計実績値：20,970組

- 本事業の周知や充実に努め、乳幼児親子がより利用しやすい環境を目指すとともに、人口減少等に伴う量の見込みの減少や地域によるニーズ量を加味しながら、実施方法等の見直しを行いつつ拡充を図ります。
- つどいの広場については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ります。
- 子育て支援センターについては、設置園の責任において、より多くの家庭に利用してもらうことを目指すとともに、利用状況に応じた事業継続の見直しを図ります。

(3) 妊婦に対する健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人回)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	5,616	5,597	5,600	5,565	5,577
確保方策	《全期間》 健康状態の把握、検査計測、保健指導 《妊娠初期～23週（4週間に1回）》 血液型、血算、血糖、梅毒血清反応、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、 H I V抗体、風疹ウイルス抗体、ヒトT細胞白血病ウイルス1抗体、 子宮頸がん検診、超音波 《妊娠24～35週（2週間に1回）》 末梢血液一般、グルコース、クラミジア、B型溶血性レンサ球菌、超音波 《妊娠36週～出産まで（1週間に1回）》 末梢血液一般、超音波				

*参考：令和5年度推計実績値：5,815人回

- 妊婦健康診査について、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に受診券を交付し、県内の医療機関に委託して実施します。
- 妊婦健康診査の受診回数を増やし、助産院や県外の医療機関での受診など健診の充実を図ります。

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の概要】

概ね生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

（人）

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	507	507	504	505	503
確保方策	507	507	504	505	503

*参考：令和5年度推計実績値：509人

- 妊娠期～子育て期までの切れ目ない支援の一環として、生後４か月までのこどもがいる家庭すべてに対し実施します。

（５）養育支援訪問事業

【事業の概要】

さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み・確保方策】

（人日）

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	359	357	356	355	353
確保方策	359	357	356	355	353

*参考：令和5年度推計実績値：304人日

- 養育支援が必要な家庭に対し、継続的な訪問を実施します。

(6) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人泊)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	20	23	26	29	32
確保方策	20	23	26	29	32
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

*参考：令和5年度推計実績値：17人泊

- 児童養護施設等への委託において事業を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	8,998	9,258	9,153	9,232	9,213
確保方策	8,998	9,258	9,153	9,232	9,213

*参考：令和5年度推計実績値：9,095人日

- 市内の事業所へ委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(8) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	698	683	693	702	711
確保方策	698	683	693	702	711

*参考：令和5年度推計実績値：689人

- 既存のすべての保育施設等において実施し、午前7時から午後7時までの12時間の開所を実施します。

(9) 一時預かり事業

ア 一時預かり(保育所型)

【事業の概要】

保護者の勤務や諸事情により、こどもを一時的に保育所へ預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)とは異なり、基本的には保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない乳幼児が利用することができます。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	3,466	3,399	3,424	3,344	3,286
確保方策	3,466	3,399	3,424	3,344	3,286

*参考：令和5年度推計実績値：3,379人日

- 保護者が病気や介護などのためにこどもの保育が一時的に困難となった場合などの受け皿とした一時的な保育を実施します。

イ 一時預かり(幼稚園型)

【事業の概要】

幼稚園や認定こども園を利用している幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	47,124	46,622	47,094	46,800	45,457
1号認定	1,147	1,065	1,030	996	965
2号I認定	45,977	45,557	46,064	45,804	44,492
確保方策	47,124	46,622	47,094	46,800	45,457

*参考：令和5年度推計実績値：46,838人日

- ニーズ量を把握し、預かり時間等の拡充を実施し、利用しやすい環境整備を図ります。



(10) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	267	284	311	337	364
確保方策	267	284	311	337	364

*参考：令和5年度推計実績値：209人日

- 市内の医療機関に委託し実施します。
- ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

(人)

年 度		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見 込 み 量	1年生 登録児童数	366	440	376	401	410
	2年生 登録児童数	441	434	520	441	466
	3年生 登録児童数	250	254	247	290	244
	4年生 登録児童数	84	89	90	86	100
	5年生 登録児童数	54	49	52	52	50
	6年生 登録児童数	29	30	28	29	30
	計 登録児童数	1,224	1,296	1,313	1,299	1,300
確保方策	利用定員数	1,224	1,296	1,313	1,299	1,300

- 小学校に就学しているすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する事業を推進します。
- 教育委員会は、小学校の余裕教室、特別教室の一時利用など促進を図ります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し，子育てに関する情報の提供，家事・育児等の援助を行います。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	100	99	99	98	98
確保方策	100	99	99	98	98

*参考：令和5年度推計実績値：71人日

- 支援が必要な家庭に対して，家事支援，育児・養育支援，子育て等に関する援助を行います。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦・その配偶者等に対して，面談等の実施により，必要な情報提供や相談に応じるとともに，ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【量の見込み・確保方策】

(回)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	面談実施延回数	1,527	1,522	1,522	1,513	1,516
	妊娠届出数	509	507	507	504	505
	面談実施回数/組	3	3	3	3	3
確保方策	実施延回数/年	1,527	1,522	1,522	1,513	1,516

- 総社市こども家庭センターにおいて実施します。



(14) 産後ケア事業

【事業の概要】

出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行います。

【量の見込み・確保方策】

(人日)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	115	115	114	114	114
確保方策	115	115	114	114	114

*参考：令和5年度推計実績値：93人日

- 希望するすべての産婦が利用できるよう、日帰り型、宿泊型、訪問型の産後ケア事業を提供します。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の概要】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込み・確保方策】

(人分)

年 度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込み量	—	44	47	48	48
確保方策	—	44	47	48	48

- 対象児童を受け入れる体制を確保し、乳児等通園のニーズに対応します。